【令和8年度下期】

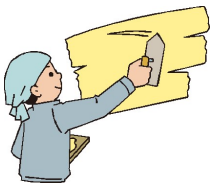

一関市の起業・創業者限定！



いわて起業家育成資金

育成資金・創業資金

保証料を市で補助します!!

補給対象者

- いわて起業家育成資金利用者のうち、一関市に住民登録、または法人登記をしている法人・個人。
- 市内で新たに事業を開始しようとする方（創業して5年未満の方を含む）
- 取扱金融機関から融資を受けた方。

（本融資制度の貸付対象者については、裏面をご覧ください）

補給内容

【保証料】 全額補助　（岩手県信用保証協会が定める区分ごとの、保証料率の範囲内）

〔育成資金〕

新規創業の方は、年 0.95%　創業後5年未満の方は、経営状況に応じ年 0.45～1.50%（9区分）

区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
補給率	1.50	1.35	1.20	1.10	0.95	0.80	0.80	0.60	0.45

（単位：%）

〔創業資金〕

岩手県信用保証協会の創業関連保証を付し、年0.7%

スタートアップ創出促進保証制度を付す場合は年0.9%

※実際の負担額については、融資を申し込む金融機関の担当者にお尋ねください。

■取扱金融機関　岩手銀行 ／ 東北銀行 ／ 北日本銀行 ／ 一関信用金庫

■お問い合わせ　上記金融機関、一関商工会議所、一関市商工振興課

令和８年度岩手県制度融資

令和８年10月１日現在

いわて起業家育成資金

岩手県内において、新たに事業を開始（創業）しようとする方に必要な資金を融資する制度です。「育成資金」と「創業資金」、「若者・女性創業支援資金」の３種類があります。

育成資金

資格や経験などを基にして、新たに事業を開始（創業）しようとする方に対して必要な事業資金を融資する制度です。

融資対象者

岩手県内で新たに事業を開始しようとする方（創業して５年未満の者を含む）で、次の（１）及び（２）のいずれにも該当する方

（１） 次のア～ウのいずれかに該当する方

ア．法律に基づく資格を有する方で、その資格に基づく新たな事業を開始しようとする方

イ．知識・経験等を有し、これらを生かして新たに事業を開始しようとする方（(a)または(b)）

(a) 同一企業に継続して３年以上勤務し（創業目的で１年以内に退職した方を含む）、新たに開始しようとする事業の経験を３年以上有する方

(b) 新たに開業しようとする業種と同一の業種の経験を通算して５年以上有する方

ウ．「創業塾」又は「創業スクール」の修了生で、商工会議所会頭等の推薦を受けた方（修了後３年以内に限る）

（２） 次のア～ウのいずれにも該当する方

ア．当該事業用の店舗等が完備しているなど、事業に着手していることが客観的に明らかなこと

イ．会社法人組織を前提とする企業においては、会社設立登記を完了していること

ウ．許認可等を必要とする事業については、許認可等の取得状況が明らかであること

融資条件

資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	設備資金　4,000万円以内 運転資金　2,000万円以内　※　併用は4,000万円以内
融資期間	設備資金　15年以内（据置２年以内） 運転資金　10年以内（据置１年以内）
融資利率	固定金利 融資期間に応じて次のとおり。 融資期間　３年以内　年2.85%以内 ３年超10年以内　年3.05%以内 10年超15年以内　年3.25%以内
保証料率	新規創業の方は、年0.95% 創業後５年未満の方は、経営状況に応じ年0.45～1.50%（９区分） ※　原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担保	金融機関の所定の条件
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

創業資金

資格や事業経験などがないものの、新たに事業を開始（創業）しようとする方に対して必要な事業資金を融資する制度です。

融資対象者

岩手県内で新たに事業を開始しようとする方（創業して５年未満の者を含む）で、次の（１）から（４）までのいずれにも該当する方

（１） 新たに事業を始める場合で、次のア～キのいずれかに該当する方

ア．事業を営んでいない個人で、１か月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、６か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有する者

イ．事業を営んでいない個人で、２か月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、６か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者

ウ．事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後５年を経過していないもの。ただし、事業開始後１年未満の者については事業に着手していることが客観的に明らかであること。

エ．事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの。ただし、事業開始後１年未満の者については事業に着手していることが客観的に明らかであること。

オ．中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する者

カ．中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後５年未満の者

キ．ウに該当する方であって、新たに会社を設立した方（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社へ承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業を開始した日以後５年未満である場合における当該会社

（２） 許認可を必要とする事業については、許認可等の取得状況が明らかであること

（３） 人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業の継続に必要な経営資源を有している方

（４） スタートアップ創出促進保証を適用する場合で、保証申込受付時点において税務申告１期未終了の創業者にあっては創業資金総額の1／10以上の自己資金を有している者

融資条件

資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	一企業　3,500万円以内
融資期間	設備資金　10年以内（据置１年以内） 運転資金　10年以内（据置１年以内） ・　スタートアップ創出促進保証を適用する場合で、原則同時にプロパー融資を受ける、又は保証申込時にプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を３年以内とすることができる。
融資利率	固定金利 融資期間に応じて次のとおり。 融資期間　３年以内　年2.65%以内 ３年超10年以内　年2.85%以内
保証料率	岩手県信用保証協会の創業関連保証を付し、年0.7% スタートアップ創出促進保証を付す場合は、年0.9%
担保	不要
保証人	原則として法人における代表者を除き不要 スタートアップ創出促進保証を適用する場合は法人においても不要